

令和元年

安全・安心運転実践運動

実施要綱

8月1日（木）～10月31日（木）

～信号機のない横断歩道における歩行者優先～



“広げよう 無事故の記録 職場から”

公益社団法人 群馬県安全運転管理協会

令和元年

安全・安心運転実践運動実施要綱

1.運動の目的	この運動は、安全運転管理者選任事業所における安全運転管理業務を適正かつ効果的に推進し、事業所の運転者が安全・安心運転を実践することにより、職場から悲惨な交通事故を追放し、快適な交通社会の実現を図ることを目的とする。
2.運動の期間	令和元年 8月 1日（木）から 10月 31日（木）までの 3か月間
3.運動のスローガン	広げよう 無事故の記録 職場から
4.運動の重点	(1) 信号機のない横断歩道における歩行者優先 (2) 事業所独自の重点（事業所の実情に応じた重点を設定）
5.推進要領	(1) 信号機のない横断歩道における歩行者優先 <ul style="list-style-type: none">○ 交通事故の発生状況や交通実態の周知 行政機関や研究機関等の発行する各種交通事故統計や街頭調査資料等の活用○ 横断歩行者保護等の法令知識及び運転マナーの習得 道路交通法に規定する法令の規程と解釈（※本年度の安全運転管理者等講習において実施中）の周知等○ 運転者に対する安全運転の実践指導 目標を設定し達成状況の点検と確認 <p>(2) 事業所独自の重点</p> <p>事業所の実情に応じた独自施策の設定と推進</p> <p>例 ○ 高齢者の交通事故防止<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者特性と交通事故傾向の理解・ 高齢者保護と思いやり運転の励行・ 高齢者交通安全日「毎月 25 日」の周知</p> <p>○ 飲酒運転の根絶<ul style="list-style-type: none">・ 自動車運転死傷行為処罰法の周知・ ハンドルキーパー運動の推進・ 運転開始前のアルコール検知器の活用</p> <p>○ シートベルト着用の徹底<ul style="list-style-type: none">・ 後部座席乗員への着用推進・ 通勤時の着用調査</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴覚教材を活用した安全教育の推進 <p>○ 高速道路の交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急制動の停止距離と車間距離の周知 ・ 高速道路の交通事故発生傾向と対策 ・ 交通事故発生時の対応
6.推進上の留意事項	<p>(1) 積極的な啓蒙・啓発活動</p> <p>事業所の従業者に対する安全運転の励行と、この運動への参加意欲を盛り上げ、さらに、家庭及び地域住民をも含めた交通事故防止に有効な啓蒙・啓発活動を積極的に展開する。</p> <p>(2) 交通関係団体・警察との連携</p> <p>運動の重点である「信号機のない横断歩道における歩行者優先」については、群馬県警察においても推進中の対策であり、警察署等との連携に配意する。</p>
7.その他	<p>本運動の事業所における取組み状況を各地区協議会を通じてお知らせ下さい。</p> <p>様式は問いません。写真とコメントだけでも結構です。他の事業所の交通安全活動に参考となる施策について、当協会の機関誌に掲載するとともに賞揚させていただきます。</p>

参考 令和元年度 群馬県交通安全活動計画のうち「活動等の種別・実施期間」

活動等の種別	期間（※印は、年間を通じて実施）
1 高齢者の交通事故防止	※ 高齢者交通安全日 毎月 25 日
2 子供の交通事故防止	※
3 自転車のマナーアップ運動	※ 自転車マナーアップデー毎月 15 日 運動強調月間 5 月
4 飲酒運転の根絶	※
5 命を救う 思いやり 110番通報	※
6 出会い頭事故 追突事故の防止	※
7 夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材着用推進	※ 運動強調月間 9月～12月
8 足下に生命（いのち）の発進運動	※
9 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	※
10 県民交通安全日	毎月 1 日
11 新入学期の交通事故防止運動	4月 8 日～4月 14 日までの 7 日間
12 春の全国交通安全運動	5月 11 日～5月 20 日までの 10 日間
13 夏の県民交通安全運動	7月 11 日～7月 20 日までの 10 日間
14 秋の全国交通安全運動	9月 21 日～9月 30 日までの 10 日間
15 冬の県民交通安全運動	12月 1 日～12月 10 日までの 10 日間
16 交通死亡事故抑止対策	交通事故情勢に対応して実施

参考 道路交通法

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第38条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2 車両等は、横断歩道等（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に30メートル以内の道路の部分においては、第30条第3号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出でてはならない。

（罰則 第119条第1項第2号、同条第2項）

道交法38条（横断歩道等における歩行者等の優先）

